平成２９年（フ）第１２６７号
埼玉県戸田市中町１丁目３番地の７　ライズケア戸田313、住民票上の住所埼玉県戸田市中町１丁目３番地の７　Ｆ．Ｉ．Ｓ戸田411号室
債務者　小泉　貴義
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５１号
新潟県三条市篭場27番31号
債務者　平島　洋子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月30日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２９年（フ）第１５号
長崎県松浦市御厨町相坂免268番地４
債務者　山崎由美子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月29日まで
5　免責審尋期日　平成29年11月24日午前10時
長崎地方裁判所平戸支部破産係

平成２９年（フ）第３９６号
静岡県焼津市飯淵1072番地　ルポアベイユＭ202
債務者　中村　嘉仁
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３５号
静岡市清水区向田町７番29号、旧住所東京都板橋区大谷口北町55番６号　ハイツ美奈２号室
債務者　清水　秀彦
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４７３号
静岡市葵区大岩２丁目22番１号　大岩コーポ201号
債務者　池ヶ谷タミ子
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月４日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４１０９号
大阪府豊中市西緑丘３丁目13番10―402号、前住所大阪府豊中市春日町４丁目11番16―303号
債務者　太田　由希
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１２４号
大阪府寝屋川市若葉町25番20号
債務者　中島　鉄弥
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１５９号
大阪市阿倍野区播磨町１丁目16番21号　ハッコーハイツ101号
債務者　田村　麻衣
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４１６６号
大阪市生野区田島３－１－８　パインウェル２Ｆ、住民票上の住所兵庫県宝塚市安倉北３丁目５番30―107号
債務者　小島やよい
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月15日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第４２７３号
大阪府豊中市原田元町１丁目22番22―２Ｃ号、前住所大阪府豊中市豊南町東２丁目３番14号　201号
債務者　作井健一郎
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６号
大分県杵築市大字片野290番地２　ウエストコートⅢ　Ｂ１－７
債務者　坂西美加子
1　決定年月日時　平成29年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月４日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午前11時
大分地方裁判所杵築支部破産係

平成２９年（フ）第３６０号
静岡県磐田市福田中島3396番地４　市営はまぼう団地Ａ棟307号
債務者　佐原　悟美
1　決定年月日時　平成29年10月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３８６号
静岡県袋井市堀越２丁目14番地の６クラウンハイツ203号室
債務者　坂井　小織
1　決定年月日時　平成29年10月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月１日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３９６５号
大阪市平野区瓜破東２丁目３番２―912号
債務者　赤木　友則
1　決定年月日時　平成29年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成29年12月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部